

大阪高裁総第122号

令和5年3月1日

山中理司様

大阪高等裁判所長官 後藤 博

司法行政文書不開示通知書

1月31日付け（2月3日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 大阪高検から送付された、大阪高検管内の検察官の人事異動情報（令和4年分）
(2) 大阪高検に送付した、大阪高裁管内の裁判官の人事異動情報（令和4年分）

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出することができます。

(担当) 総務課 電話06(6316)2519